

議案第59号

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月24日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料の規定を改正等したいので、この案を提出するものである。